

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和 7 年 8 月 29 日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度静岡県企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

(2) 業務内容

地方自治体が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について、静岡県の地方創生の充実・強化を図るため、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業への働きかけを行い、寄附の促進を目指す。

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 日本国内に本社、本店を置いている法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 最近 1 年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 次のアからキに該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 委託料の上限

4,000,000円（消費税及び地方消費税額込み）以内

5 委託料の算定方法

委託料の算定は、成果報酬型によるものとし、参考見積書に委託料率を示すこと。

なお、委託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附額の20%（消費税及び地方消費税を除く。）以内とする。支払時期については、契約締結時に協議するものとする。

6 選考方法

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

7 手続き等

(1) 担当部局

〒420-8601静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県企画部企画課

電話番号 054-221-2145

E-mail kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 募集要項、仕様書等の配布場所

配布場所は以下の静岡県ホームページとする。

URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsuchi/ji/index.html>

(3) 提出書類

ア 提出書類 詳細は募集要項による。

イ 提出期限 令和7年9月15日（月）午後5時まで

ウ 提出方法 (1)の担当部局に電子メールにより提出すること。

(4) プレゼンテーション

ア 日時 令和7年9月22日（月）（予定）

イ 場所 オンラインで実施予定

8 その他

(1) 詳細は募集要項、仕様書による。

(2) 募集に係る説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(5) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また、契約業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全の下請け業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した契約書を提出させ、その写しを県に提出すること。

(6) 静岡県議会令和7年9月定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務は執行しない。なお、上記に伴いプロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっては、県においては、その損害について一切負担しない。